

第5回建築物等事故・災害対策部会 議事要旨

日 時：平成18年6月15日（木）19時～21時

場 所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

出席者：久保部会長、直井部会長代理、伊藤委員、今村委員、後藤委員、櫻井委員、島野委員、園田委員、高橋委員、辻本委員、野村委員、萩中委員

（「議事1 前回議事録の確認」）

※ 事務局より、各委員に対して、意見等がある場合は、来週中に事務局まで連絡いただくようお願いした。

（「議事2 東京都港区で発生したエレベーターの死亡事故について」）

- 原因究明に向け警察と連携し、捜査の進展を見守っていく。
- 業界で調査をするといった動きがあるのかという質問については、現時点において事故現場に入ることができず、新聞等から得られる情報も、機械的な部分に原因があるとしたり電氣的な部分に原因があるとしたりしていることから、原因を特定することができない。
- 安全装置について、第一に、ワイヤロープが切れてかごが落下することを防ぐために非常止め装置があり、第二に、外の戸が開いたままで昇降路に落下することを防ぐために施錠する装置があり、第三に、戸が閉まらずにかごが昇降することを防ぐためにドアスイッチがあるというふうに、リスク順に並べられないか。今回の事故は、3番目のリスクに因るものである。
- エレベーターのブレーキは、自動車のサイドブレーキに相当するものであり、ブレーキが外れることと利かないことのリスクがあり、前者のほうがより危険である。
- 今回の事故にも自転車が関わっており、過去の事故や鉄道でもベビーカーが扉に挟まれる等の事故が発生していて、車輪が挟まった時の動作がどのようなかについても触れておきたい。
- ハインリッヒの法則（重大災害を1とすると、軽傷の事故が29、そして無傷災害は300になるという法則。）に鑑みれば、不具合について情報は入っていなかったのか。
- シティハイツ竹芝4、5号機において不具合として報告された43件（後日49件に訂正。）の中には「落書きがある」等を含むため、どういう情報が精査する必要がある。
- 自動車に対するようなリコールの制度は、エレベーターにも導入できない

か。

- 都市再生機構の浦安の物件は、事故前後に2回不具合があり、これらを含め、ドアが開いたままかごが昇降するという類似事故は、4現場で6回発生している。
- 事故機については、保守事業者が何度も代わるなど、管理組合のコスト意識の高さが遠因なのではないか。
- オーナーとユーザーとの間で、安全情報が伝わるような仕組みは構築できないか。
- 民間の建物に設置されたエレベーターについて定期報告を義務付けているのは、民間の場合、法令違反や不法改造等の可能性があるためであり、パーツの経年劣化等について確認する定期点検については、国等の建物に設置されたエレベーター、民間の建物に設置されたエレベーター双方に義務付けられている。

(「議事3 新潟県五泉市で発生した防火シャッターの負傷事故について」)

- 耐震改修の一部という扱いにするなどして、財政支援はできないか。
- 文部科学省、総務省及び消防庁と連携して検討をしてほしい。
- エレベーターには点検に関するマニュアルがあるが、防火シャッターの保守点検については整備されているのか。
- 発注者が作成する仕様書の出来が悪い可能性がある。
- マニュアルが消防と建築で縦割りになっていたのではないか。
- エレベーターの事故と同様、システムが複雑化したことに伴う事故と整理できるのではないか。

(「議事4 エレベーターワーキングチームの設置について(案)」)

- ワーキングチームの設置については認められた。
- 捜査の進展状況にもよるが、当面おおむね2ヶ月で、原因を究明して部会に報告できるよう、最大限努力する。
- ワーキングチームにおいて、必要な情報及び取り組むべき課題については事務局に連絡する。